

吹情個審答申第76号
令和8年5月29日
(2026年)

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 明男

個人情報の保護に関する法律第105条第1項に基づく諮問について（答申）

令和7年6月16日付け7学教第511号で諮問を受けました「吹田市立●●●●学校●年生（●●●●）に係る「いじめ事案」に関する調査事項と確認事項について●●●●学校が作成した文書（メモ、会議録など）と吹田市教育委員会へ行った報告書及びやり取りなどの一切の文書 令和6年8月1日から令和6年11月30日まで（以下「本件文書」という。）の保有個人情報開示等請求に対する令和6年12月27日付け6吹学教第2286-2号による保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）に対する令和7年1月27日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する吹田市教育委員会（以下「実施機関」という。）の本件決定に係る本件文書のうち、別表に掲げる部分については、開示すべきである。また、本件文書の別紙については、改めて特定した文書に含めた上で開示の可否を判断すべきである。

なお、本件決定のうち、上記以外の部分については妥当である。

第2 審査請求の経過及び審査過程

- 1 本件審査請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条に基づき、請求人の子（未成年者）を本人とする保有個人情報について、未成年の法定代理人である請求人が行った本件文書の保有個人情報開示請求に対して本件決定がなされたところ、この決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。
- 2 当審査会事務局（以下「事務局」という。）から請求人に対して令和7年6月17日

付けにて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（7吹市総第5046号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から同年6月26日付けにて反論書の提出があった。一方、口頭意見陳述の申立ては希望しないとのことであった。

3 令和7年6月26日付けの請求人からの反論書に対して、事務局から実施機関に対して、令和7年6月27日付けにて「審査請求人からの反論書の提出について」の通知（7市総第5053号）を送付したが、期限までに実施機関から意見書の提出はなかった。

4 実施機関は、令和7年11月21日に開かれた当審査会において、本件決定の理由と背景を説明した。

第3 請求人の主張要旨

1 請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定に対して審査請求すると主張した。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定の処分うち、他の●●等の個人情報及び教職員の発言等のうち所見に関する部分とされている不開示情報から特定の個人を識別する情報を除き、部分開示決定の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、本件決定の理由を法第78条第1項第2号に該当し、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため」及び法第78条第1項第6号又は第7号に該当し、「吹田市内部における協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、又は吹田市が行う学校教育に関する情報であって、開示することにより、学校教育の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。しかし、本件決定は、以下の理由から違法と考える。

ア 法第78条第1項第2号に該当し、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため」が不開示の理由とされている点

吹田市は同じ令和6年12月27日付けの6吹学教第2286-2号による「保有個人情報全部開示決定」においては、「令和6年度問題行動報告書【いじめ】」の中で●●、●●というイニシャルを使っていじめとして●●●●学校が認定したとする概要や●●母は●に謝罪が行われたことも開示されている。また、●●●●学校が「一緒によく帰っている子二人と●●に開き取りをして事実確認をした」ことも開示されている。したがって、同法第78条第1項第2号に該当し、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである

ため」として不開示とする点は理由がなく違法と考える。

特定の個人を識別しない表記により「他の●●等」への聞き取りに基づく事実認定の経緯を開示されることが可能と思われる。

個人情報開示を求める趣旨は、●●●●学校●年生の●●（●●●●）の相手方の保護者から●●●●学校へ連絡（2024年8月末）があった後、「問題行動への対応チャート」のレベル1とされた「いじめ事案」にも関わらず、●●●●学校から「別教室」での学習の提案（2024年11月1日）がなされるに至った経緯の開示である。

学校内、下校時に一緒に行動している●●の状況等を含めて、事実認定の結果を開示されることを求める。

両当事者同士の話し合いでは協議が整わない中、●●●●学校は当事者の一方の主張への対応を進め、申請人側への十分な説明のないまま配慮を欠いた方針をどのようにして決められたのか、経緯と理由の開示を求めるものである。

イ 法第78条第1項第6号又は第7号に該当し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としている点

(ア) 法第78条第1項第6号該当性

本件「いじめ事案」に対する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれは、●●●●学校の対応方針が決定されている現時点では、「外部からの圧力や干渉」が考えられず、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ」はない。意思決定後であり、全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、次の意思決定が行われる前提である等審議、検討等の過程が重層的、連続的な意思決定でもない本件についての開示請求は、不開示情報に該当する場合は少ないものと解することができる。また、なぜ「別教室」学習の提案に至ったのかという経緯が開示されないと、今後の請求人の●●の学習権を守るための「●●●●学校の適正な執行」に結び付かず、法第78条第1項第6号による本件決定は違法と考える。

(イ) 法第78条第1項第7号該当性

同号の「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。」とされており、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが必要であり、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。」と理解されているが、本件の請求に対する不開示決定では、実質的な「支障」の程度や蓋然性のある「おそれ」は明らかではない。

2 また、請求人は、本件審査請求に係る実施機関の弁明書に対する反論書において、おおむね以下の主張を行った。

(1) 他の●●等の個人情報の不開示について

請求人は、審査請求書に記載の通り、「●●●●学校は当事者一方の主張への対応を進め、申請人側への十分な説明のないまま配慮を欠いた方針をどのようにして決められたのか、経緯と理由の開示」を求めている。不開示情報に該当する部分を除いて開示することは可能。

(2) 教職員の発言等のうち所見に関する部分の不開示について

ア 法第78条第1項第6号で「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が---損なわれるおそれ」とは、開示により外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等とされている。

本件に関わる●●●●学校の対応方針が決定されている現時点でも、「学校におけるいじめ対応記録」の情報が開示されると「今後の同種の協議や会議において---率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が---損なわれるおそれ」があるとされ、一般的な抽象的記載で本件事例に即した判断とは思えない。

イ 請求人は、逆に“●●の教育を受ける権利が奪われかねなかった一方的な決定”が唐突になされた意思決定過程に係る情報について、可能な部分を開示されることこそが、将来の率直な意見交換・意思決定の中立性確保に資するものとする。

ウ ●●間の問題について一方の当事者側の主張のみに基づき、他方の●●の教育を受ける権利をないがしろにしかねない決定が現実になされた。その過程を保護者等に開示すると、将来の率直な意見交換・意思決定の中立性が損なわれかねないとの危惧を避けるため「第三者提供の禁止」といった条件が付されてもよい。

エ 法第78条第1項第7号では「開示することにより、---当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは「支障」の程度には名目的なものではなく実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要とされている。これらの要件の判断にあたっては、当該情報を知る利益と当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較衡量して判断すべきと判示されている。

弁明書には、実施機関として「学校教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と記載されているが、請求人側の●●が学習する権利を事実上奪われるような決定（別教室での授業）が唐突になされ、その理由を知りたいとする請求人側の法的利益への配慮、比較衡量がなされていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件審査請求に係る弁明書において、おおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。

1 他の●●等の個人情報の不開示について

本件決定においては、法第78条第1項第2号に該当するため、他の●●及び保護

者（以下「第三者」という。）の個人情報を不開示とした。

これに対し、請求人は、本件決定と同日付けの全部開示決定において、「令和6年度問題行動報告書【いじめ】」中のイニシャルで表記された第三者の個人情報が開示されていることから、本件決定においても、「学校における対応記録」中の第三者の表記を「●●A」等の特定の個人が識別されない表記に変更し、保有個人情報の全部を開示すべきであると主張している。

法においては、「本人同席の下での第三者（開示請求者以外の者）の発言」の内容は、一般的に、「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」に該当し、不開示情報から除かれる」とされており、開示請求者にとって既知の情報であると判断することができる情報は、法第78条第1項第2号に該当しないため、全て開示すべきであるとされている。

「令和6年度問題行動報告書【いじめ】」中の第三者の個人情報を開示した理由は、イニシャルの表記により特定の個人を識別することができないためではなく、「開示請求者にとって既知の情報」であることが明らかであったためであり、「学校における対応記録」中のものは、「開示請求者にとって既知の情報」でないため不開示としたものである。なお、イニシャルの表記であっても特定の個人の識別は可能であると考えられる。

また、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に開示請求を受けた機関が行わなければならないのは、不開示情報に該当する部分を区分して除いた上で開示することであり、開示するために文書を作り直す義務はないと考える。

2 教職員の発言等のうち所見に関する部分の不開示について

ア 本件決定においては、法第78条第1項第6号又は第7号に該当するため、教職員の発言等のうち所見に関する部分を不開示とした。

これに対し、請求人は、審査請求に係る「いじめ事案」に対する学校の対応方針が既に決定されているため、教職員の所見を開示することで率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれはなく、法第78条第1項第6号に該当することはないと主張している。また、教職員の所見を保護者や●●に開示することで、保護者や●●による不正な行動を招くことのないため、学校教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、同項第7号に該当することはないと主張している。

イ 「学校における対応記録」は学校が教職員間で共有する為に作成した文書で、いじめ事案に対応し、その後も適切な指導を行うことを目的としているが、文書の性質上、保護者や●●には伝えないような教職員の率直な所見が含まれる。

保護者や●●に伝えるつもりがなかった教職員の所見が開示されることになると、今後の同種の協議や会議において、教職員が率直な発言をせず、又は教職員の発言を記録しなくなり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれることとなるおそれがあると考え、法第78条第1項第6号に該当するため不開示とした。

また、保護者や●●には伝えないような教職員の率直な所見をそのまま開示すると、保護者や●●と学校との間の信頼関係を損ない、学校教育の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあると考え、法第78条第1項第7号に該当するため不開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 不開示情報該当性に関する判断について

当審査会において本件文書を見分した結果を踏まえ、「吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき、学校における対応記録に記録されている情報の一部を不開示情報に該当するとした実施機関の判断の妥当性を検討する。

(1) 法第78条第1項第2号該当性について

ア 法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 実施機関によると、本件文書においては、第三者の個人情報を法第78条第1項第2号に該当するものとして不開示としているが、「本人同席の下での第三者（請求人以外の者）の発言」の内容は、「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」に該当するものとして、請求人にとって既知の情報であると判断することができる情報については、開示しているとのことであった。

ウ 本件文書のうち、別表に掲げる部分は、開示されている他の文脈から請求人にとって既知の情報であると判断することができる情報であるため、この部分を不開示とする理由がないと思料する。よって、当該不開示部分は開示されるべきである。

エ その余の他の●●等の個人情報に関する部分については、法第78条第1項第2号に該当すると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ なお、請求人は「●●A」のように特定の個人を識別しない表記による開示が可能との主張をしているが、法は開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を区分して除いた部分について開示することを規定しており、法に基づく開示請求に係る開示方法としては請求人の主張は認められない。

(2) 法第78条第1項第6号及び第7号該当性について

ア 法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であ

って、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

審査基準によると、第6号が規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指すとされている。

イ 法第78条第1項第7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

審査基準によると、第7号が規定する「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとされている。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められるとされている。

ウ 実施機関によると、本件文書においては、教職員の発言等のうち所見に関する部分について、法第78条第1項第6号又は第7号に該当するものとして不開示としているとのことであった。

エ 審査会で本件文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張にあるとおり教職員の率直な所見や発言等であることが認められた。

オ 請求人は、教職員の発言等のうち所見に関する部分について、学校の対応方針が既に決定されている時点では、外部からの圧力等は考えられず、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないこと及び本件開示請求が、意思決定後であり、本件「いじめ事案」は重層的・連続的な意思決定ではないため、不開示情報に該当する場合は少ないとし、法第78条第1項第6号に該当しないとの主張をしている。

審査会は、本件は学校の対応方針が決定済みの事案であるものの、実施機関においては職務遂行上、本件に限らず今後の同種の協議や会議においても、教職員の率直な所見を把握する必要があるため、そのためには所見を事後的にも開示せず率直な意見交換を担保しなければならないものと思料する。

よって、教職員の発言等のうち所見に関する部分について、教職員が率直な発言をせず、又は教職員の発言を記録しなくなり、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとした実施機関の判断は妥当であり、請求人の主

張は認められない。

カ また、請求人は、実施機関が教職員の発言等のうち所見に関する部分が法第78条第1項第7号に基づき不開示としている点について、実質的な「支障」の程度や蓋然性のある「おそれ」は明らかではなく、請求人側の法的利益への配慮、比較衡量がなされていないとの主張をしている。

実施機関によると、本件文書はいじめ事案に対応し、その後も適切な指導を行うことを目的として、学校が教職員間で共有する為に作成した文書であり、その性質上、保護者や●●には伝えないような教職員の率直な所見が含まれるものであるとのことであった。

本件文書の教職員の発言等のうち所見に関する部分が開示されると、保護者や●●と学校との間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、本件と同種の将来の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすものと考えられる。加えて、上記オにおいて示したとおり、教職員が率直な発言をせず、又は教職員の発言を記録しなくなり、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれもある。これらのことから、学校教育の適正な遂行に関する教職員の率直な所見の確保は重要と思料する。

よって、教職員の発言等のうち所見に関する部分について、開示すると、保護者や●●と学校との間の信頼関係を損ない、学校教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は妥当であり、請求人の主張は認められない。

キ 審査会としては、当該情報は法第78条第1項第6号に該当する内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報、同項第7号に該当する地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のいずれか又は双方に該当する情報であると判断した。

本件文書のうち、これらの情報にあたる教職員の発言等のうち所見に関する部分について不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 加えて、請求人は、「第三者提供の禁止」という条件を付した開示方法を提示しているが、これは、法に基づく開示請求に係る開示方法として法が予定しているものではなく、請求人の主張は認められない。

2 本件文書の別紙について

審査会において本件文書を見分したところ、5つの別紙を示す記載が確認できた。

実施機関に確認したところ、開示請求時においては本件請求に係る文書として特定していないものであるとのことであった。

実施機関によると、5つの別紙のうち1つは、本件文書を作成するための下書きであり、本件文書の完成を機に、この下書きは廃棄したため、現存していないとのことであった。また、その余の別紙は本件文書に付属する4枚の文書であり、そのうち1枚は令和6年12月27日付けの6吹学教第2286-2号による「保有個人情報全部開示決定」において特定した公文書「令和6年(2024年)11月22日実施 ケース会議 記録」と同一の文書であるとのことであった。

当該現存する別紙のうち、特定していない3枚の別紙は、本件文書の一部であるため、改めて特定した文書に含まれる文書とした上で開示の可否を判断すべきである。

- 3 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。

別表

開示すべき部分
1 ページ目<8/29(木)>の文言の下3行目1文字目から30文字目まで
2 ページ目1行目1文字目から18文字目まで
4 ページ目21行目13文字目から46文字目まで
5 ページ目3行目1文字目から31文字目まで
6 ページ目17行目
6 ページ目19行目18文字目から42文字目まで